

令和6年9月

奈良県中央こども家庭相談センター 児童指導員・保育士 募集要項

現在、奈良県中央こども家庭相談センターでは、児童指導員・保育士を募集しております。詳細は下記の通りです。ハローワークにも求人票を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

記

1. 職種:児童指導員または保育士(いずれも女性) ※女子児童の生活支援のため
(一時保護児童の生活・学習の指導や行動観察に従事)
2. 雇用形態:臨時的任用職員(地方公務員の服務・給与形態と同等)
雇用期間の定めあり(～令和7年3月31日 条件を満たした場合更新可能)
3. 就業場所:奈良県こども家庭相談センター 一時保護所(奈良市内)
4. 年齢・性別:不問・女性
5. 資格等:
<児童指導員> ※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条による児童指導員の任用資格を有する方(下記の各号のいずれかに該当する方)
 - 一 児童福祉施設基準第四十三条第一号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 精神保健福祉士の資格を有する者
 - 四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
 - 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する

学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認められたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認められたもの

<保育士>

保育士資格を有する方

上記について不明な点や詳細につきましては、お問い合わせ下さい。

6. 賃金・手当 月額 208,952 円から 305,342 円(固定給+地域手当)、賞与年2回有
特別手当(毎月2万円)、宿直手当、通勤手当、扶養手当、住宅手当等
7. 労働時間:シフト制 ①8:30~17:15
②9:00~翌日10:00(2日分勤務に相当・宿直時間含む)
①、②の組み合わせによる。
8. 休日等:4週(土日含む)につき8休、祝日勤務の場合は振替休有、夏期休暇有
9. お問い合わせ:奈良県中央こども家庭相談センター
担当者 大垣(0742-26-3788)までご連絡ください。